

第100回宍粟市議会定例会 上程議案等一覧（追加）

議案番号	件名	備考
第 86 号議案	令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 5 号）	10 月 4 日提出
第 87 号議案	令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 2 号）	10 月 4 日提出
報告第 15 号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について	10 月 4 日提出

第 8 6 号議案

令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度宍粟市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 129,632 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,496,086 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 1 0 月 4 日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
13	分担金及び負担金		83,741	340	84,081
		1 分 担 金	19,653	340	19,993
15	国庫支出金		2,651,084	103,884	2,754,968
		1 国 庫 負 担 金	1,403,154	37,352	1,440,506
		2 国 庫 補 助 金	1,237,537	66,532	1,304,069
16	県支出金		1,636,799	1,000	1,637,799
		2 県 補 助 金	700,491	1,000	701,491
20	繰越金		517,629	1,908	519,537
		1 繰 越 金	517,629	1,908	519,537
22	市債		2,377,091	22,500	2,399,591
		1 市 債	2,377,091	22,500	2,399,591
	歳入	合 計	24,366,454	129,632	24,496,086

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	3,100,420	3,884	3,104,304
3 民生費	1 社会福祉費	7,117,679	5,674	7,123,353
	2 児童福祉費	4,019,458	1,680	4,021,138
4 衛生費	1 保健衛生費	2,737,336	3,994	2,741,330
	2 保健衛生費	2,996,827	5,000	3,001,827
6 商工費	1 商工費	1,500,198	5,000	1,505,198
	2 商工費	1,605,860	46,650	1,652,510
9 教育費	1 教育総務費	1,605,860	46,650	1,652,510
	2 教育総務費	1,787,303	5,324	1,792,627
10 災害復旧費	1 教育総務費	610,406	5,324	615,730
	2 災害復旧費	72,840	63,100	135,940
	1 農林水産業施設災害復旧費	72,839	3,800	76,639
	2 公共土木施設災害復旧費	1	59,300	59,301
歳出	合計	24,366,454	129,632	24,496,086

第 2 表 地方債補正

変更 (単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
災害復旧事業	5,000	27,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	83,741	340	84,081
15 国庫支出金	2,651,084	103,884	2,754,968
16 県支支出金	1,636,799	1,000	1,637,799
20 繰越金	517,629	1,908	519,537
22 市債	2,377,091	22,500	2,399,591
歳入合計	24,366,454	129,632	24,496,086

(単位：千円)

歳出	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
					補正額			
					特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	3,100,420	3,884	3,104,304	3,884			
3	民生費	7,117,679	5,674	7,123,353	5,674			
4	衛生費	2,996,827	5,000	3,001,827	5,000			
6	商工費	1,605,860	46,650	1,652,510	46,650			
9	教育費	1,787,303	5,324	1,792,627	5,324			
10	災害復旧費	72,840	63,100	135,940	38,352	22,500	340	1,908
	歳出合計	24,366,454	129,632	24,496,086	104,884	22,500	340	1,908

2 歳入

(款) 13 分担金及び負担金 (項) 1 分担金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 災害復旧費分担金	2,213	340	2,553	1 農地災害復旧費分担金	340	農地災害復旧費分担金 340
計	19,653	340	19,993			

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

3 災害復旧費国庫負担金	1	37,352	37,353	1 公共土木施設災害復旧費負担金	37,352	公共土木施設災害復旧費負担金 37,352
計	1,403,154	37,352	1,440,506			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	400,627	66,532	467,159	1 総務管理費補助金	66,532	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 66,532
計	1,237,537	66,532	1,304,069			

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

8 災害復旧費県補助金	14,400	1,000	15,400	2 農業用施設災害復旧費補助金	1,000	農地災害復旧費補助金 1,000
計	700,491	1,000	701,491			

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	517,629	1,908	519,537	1 前年度繰越金	1,908	前年度繰越金 1,908
計	517,629	1,908	519,537			

(款) 22 市債 (項) 1 市債

10 災害復旧事業債	5,000	22,500	27,500	1 公共土木施設災害復旧事業債	21,900	補助災害復旧事業債（公共土木施設） 単独災害復旧事業債（公共土木施設） 18,600 3,300
------------	-------	--------	--------	-----------------	--------	---

一般会計

13 分担金及び負担金

(款) 22 市債 (項) 1 市債 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2 農林水産業施設災害復旧事業債	600	補助災害復旧事業債(農地)
計	2,377,091	22,500	2,399,591			600

3 歳出

(款) 2 総務費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
6 企画費	509,089	3,884	512,973	3,884			18 負担金、補助 及び交付金	3,884	新型コロナウイルス対応型地域生 活交通運行支援補助金 1,530 地域生活交通新型コロナウイルス 対策支援補助金 2,200 タクシー事業新型コロナウイルス 対策支援補助金 154
計	2,627,940	3,884	2,631,824	3,884					

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	860,786	1,680	862,466	1,680			19 扶 助 費	1,680	1,680	自宅療養者支援費
計	4,019,458	1,680	4,021,138	1,680						

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 子ども・ 子育て支 援費	929,770	2,662	932,432	2,662			18 負担金、補助 及び交付金	2,662	2,662	新型コロナウイルス感染拡大防止 対策事業補助金
4 児童福祉 施設費	538,532	1,332	539,864	1,332			17 備品購入費	1,332	1,332	備品購入費
計	2,737,336	3,994	2,741,330	3,994						

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	981,160	5,000	986,160	5,000			18 負担金、補助 及び交付金	5,000	5,000	病院事業特別会計補助金
計	1,500,198	5,000	1,505,198	5,000						

一般会計

2 総務費

(款) 10 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
計	1	59,300	59,301	37,352	21,900		48		

第87号議案

令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度宍粟市病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
医療機械器具整備事業	80,000千円	2,500千円	82,500千円
病院改良工事	20,000千円	2,500千円	22,500千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	453,014千円	5,000千円	458,014千円
第3項 補助金	28,974千円	5,000千円	33,974千円
支出			
第1款 資本的支出	591,173千円	5,000千円	596,173千円
第1項 建設改良費	246,868千円	5,000千円	251,868千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第8条中「279,702千円」を「284,702千円」に補正する。

令和3年10月4日提出

宍粟市長 福元 晶三

令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）実施計画

(1) 資本的收入及び支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的收入			453,014	5,000	458,014	
	3. 補助金		28,974	5,000	33,974	
		1. 補助金	28,974	5,000	33,974	

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本の支出			591,173	5,000	596,173	
	1. 建設改良費		246,868	5,000	251,868	
		1. 資産購入費	80,000	2,500	82,500	
		2. 病院改良工事費	20,000	2,500	22,500	

令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）明細書

収入 (単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節分		説明
					区	金額	
1. 資本的収入		453,014	5,000	458,014			
3. 補助金		28,974	5,000	33,974			
	1. 補助金	28,974	5,000	33,974	1. 補助金	5,000	感染症対策に要する経費

支出 (単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節分		説明
					区	金額	
1. 資本的支出		591,173	5,000	596,173			
1. 建設改良費		246,868	5,000	251,868			
	1. 資産購入費	80,000	2,500	82,500	1. 器械及び備品購入費	2,500	小型簡易陰圧装置 等
	2. 病院改良工事費	20,000	2,500	22,500	1. 工事請負費	2,500	屋外検査場整備

報告第15号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月4日提出

宍粟市長 福元晶三

記

令和3年7月3日公用車が起因となる物損事故

相手方

過失割合 市100%

損害賠償額 593,000円

専決年月日 令和3年9月9日



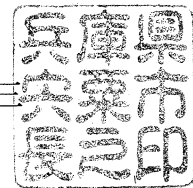
専決第5号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年9月9日

宍粟市長 福元晶三



物損事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

市は、令和3年7月3日午後3時8分頃、兵庫県姫路市安富町安志北交差点北側の路上で発生した市公用車と一般車両が衝突した事故における損害賠償について、次により和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解及び損害賠償の相手方

住所



氏名



2. 和解の要旨

本件事故における市の過失責任を100%とし、市は、本件事故に係る損害賠償金として593,000円を支払うものとする。